

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例（案）の逐条解説

第 1 条（目的）

（目的）

第 1 条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的について規定するものです。

【解説】

誰もが、ある日突然、犯罪被害者等になり得る可能性があります。

犯罪被害者等は、そのときの犯罪等のみならず、加害者又はその関係者から更に害を被るおそれがあるほか、犯罪等による直接的な被害にとどまらずに、周囲の無理解や配慮に欠ける言動等による間接的な被害、いわゆる「二次的被害」に苦しめられることも少なくありません。

このような誰もが犯罪被害者等となり得る状況を受け、国は平成 16 年に犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「基本法」という。）を制定し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、犯罪被害者等の支援についての基本理念を規定するとともに、国、地方公共団体及び国民の責務を明記し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

市民の誰もが安全で安心して暮らすためには、犯罪等に遭遇した際にあっても、直接の被害や再被害、二次的被害からの軽減及び回復、また経済的な負担の軽減をはじめ再び平穏な生活を営むことができるため

の支援や関係機関等との協力体制を整え、地域社会全体で支えていくことが必要となります。

そのため、本条例において、日常生活を支える施策を展開する身近な行政機関として、犯罪被害者等の支援に関する基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務等を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の軽減及び回復を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目指すものです。

関係法令

○犯罪被害者等基本法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び害を被ることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な害を被った後に受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。
- (7) 市民等 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において活動を行う団体をいう。
- (8) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (9) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

【趣旨】

本条は、この条例における用語の意義について規定するものです。

【解説】

<第1号関係>

犯罪被害者等への支援に関し、地域住民にとって最も身近な行政機関である市が果たす役割は大きく、本市では必要な情報提供等、市民等及び事業者の理解促進、日常生活の支援に関する施策、見舞金の支給及び転居費用の助成を行います。そのうち、見舞金の支給

及び転居費用の助成の原因となる犯罪行為について、明確に定める必要があることから、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）において定義されている「犯罪行為」の規定に基づき、定めるものです。なお、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為とは主に、殺人、傷害等の刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいい、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪も含むものとします。

<第2号関係>

本市で行う犯罪被害者等の支援について、その原因となる犯罪を明確に定める必要があることから、基本法に定義されている「犯罪等」の規定に基づき、定めるものです。このうち、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは犯罪ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する以下のような行為をいいます。

- ① ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）に規定されている「つきまとい等」で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等の子どもの健康・安全への配慮を怠ること。

<第3号関係>

「犯罪被害者等」について、できるだけ支援の対象となるよう犯

罪被害者等の範囲については幅広く捉え、基本法に定義されている「犯罪被害者等」の規定に基づき、定めるものです。

<第4号関係>

「再被害」とは、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者又はその関係者から再び害を被ることをいいます。犯罪等のうち、ストーカー行為、DV及び児童虐待等は、一度のみならず、繰り返し被害を受ける可能性が高いことから、そのような事態を防止するよう、支援に当たっての考えとして定めるものです。

<第5号関係>

「二次的被害」とは、犯罪被害者等が直接的な被害を受けた後に受ける「精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害」をいい、犯罪被害者等が置かれている状況についての無理解や配慮に欠ける言動、偏見、誹謗中傷等が原因となります。二次的被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、受けた被害の早期の軽減及び回復の妨げとなることから、そのような事態を防止するよう、支援に当たっての考えとして定めるものです。

<第6号関係>

「市民」とは、本市の住民基本台帳に記録されている者のほか、被災により本市に避難している者、ストーカー行為、DV及び児童虐待等から逃れるためにやむを得ず自主的に避難し、現に市内に居住している者を含むものとします。

<第7号関係>

「市民等」とは、第6号で規定する市民、また、市内の企業や事業所に勤務している者、市内の学校に通っている児童、生徒及び学生のほか、PTA、自治会、ボランティア団体等市内で活動する団体を含むものとします。

<第8号関係>

「事業者」とは、市内で事業活動を行う個人や事業活動に責任を持つ個人事業主、法人をいいます。法人登記の有無に関わらず、事業活動を行う企業・事業所が該当し、その従業員は市民等に含むものとします。

<第9号関係>

「関係機関等」とは、国、千葉県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、千葉県犯罪被害者支援センターといった民間団体、犯罪被害者等の支援に関係するものです。犯罪被害者等の支援は、市が単独で行うものではなく、国や県、警察、公共的団体、民間の支援団体などと連携・協力して取り組んでいく必要があることから、定めるものです。

関係法令

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（抜粋）

（危険運転致死傷）

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

- (1) アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- (2) その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
- (3) その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
- (4) 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
- (5) 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著

しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

(6) 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。）において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行（自動車が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。）をさせる行為

(7) 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

(8) 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第3条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は12年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は15年以下の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（抜粋）
（定義）

第2条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本

船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

2～7 （略）

○犯罪被害者等基本法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

○刑法（抜粋）

（国内犯）

第1条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。

第2条～第34条の2 （略）

（正当行為）

第35条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（正当防衛）

第36条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 (略)

(緊急避難)

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 (略)

第38条 (略)

(心神喪失及び心神耗弱)

第39条 心神喪失者の行為は、罰しない。

2 (略)

(責任年齢)

第41条 14歳に満たない者の行為は、罰しない。

○ストーカー行為等の規制等に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

(1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所 (以下「住居等」という。) の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

(2)～(8) (略)

2～4 (略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2・3 (略)

○児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭

における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第3条（基本理念）

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう、再被害及び二次的被害の発生の防止並びに犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援に当たっての基本理念について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

犯罪被害者等は、加害者からの直接の被害だけでなく、周囲の言動等によって更に傷付けられてしまうことがあります。また、時間の経過や生活環境その他の様々な事情によって、心身の状況が変化することが考えられます。そのため、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間は、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく支援が行われることを明らかにしたものです。

< 第 2 項関係 >

犯罪被害者等の支援に当たっては、再被害や二次的被害が生じる
ことのないよう十分配慮し、犯罪被害者等がその名誉又は生活の平
穩を害されることのないよう、実施されなくてはなりません。

そのため、再被害や二次的被害が生じることにより、犯罪被害者
等の被害の回復を妨げる大きな障害となるため、これらの発生を防
止するための取組が重要であること、また、犯罪被害者等に関する
個人情報 の 取扱いについて最大限配慮し行われることを明らかに
したものです。

関係法令

○犯罪被害者等基本法（抜粋）

（基本理念）

第 3 条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわ
しい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置か
れている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再
び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切
れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

第 4 条（市の責務）

（市の責務）

第 4 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、
関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する
施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等の支援が円滑に行われるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、市の責務について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

基本理念にのっとり、市は最も身近な行政機関として、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、各種支援等に関する相談や必要な情報提供、犯罪被害者等が日常生活を営むに当たり、必要な支援を行う責務があることを定めるものです。

<第2項関係>

犯罪被害者等の支援は多岐にわたり、関係機関等において専門的知見をもって様々な支援が行われています。適切に途切れなく円滑に支援を行うため、市は関係機関等と連携・協力しなければならないことを定めるものです。

【参考】関係機関等及びそれぞれの取組についての例示

国…犯罪被害者等給付金の支給

千葉県…見舞金の支給

警察…情報提供（刑事手続の流れ・捜査の状況）、相談、
カウンセリング等

法テラス…支援情報の提供、弁護士の紹介、国選弁護制度等

弁護士会…告訴や事情聴取への同行、加害者側弁護士への対応、
マスコミ対応に関する相談

人権擁護委員…犯罪被害者等の人権相談

犯罪被害者支援センター…「電話相談」や「面接相談」、病院・
警察・裁判所への付き添い等の「直接的支援」等

関係法令

○犯罪被害者等基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条（市民等の責務）

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めなければならない。

2 市民等は、基本理念にのっとり、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民等の責務について規定するものです。

【解説】

<第1項関係>

犯罪被害者等は、地域で生活する方々です。周囲の人の無理解や配慮に欠ける言動等によって二次的被害を受ける場合があることから、共に地域で生活していく市民等に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、二次的被害の発生防止に十分配慮することを定めるものです。また、犯罪被害者等が地域で孤立してしまうことは多々あり、孤立は犯罪等の被害からの回復に対する大きな妨げとなっていることから、市民等それぞれが、犯罪被害者等を孤立させないように、市民等は支援の担い手

としての自覚を持ち、行動するよう努めなければならないことを定めるものです。

< 第2項関係 >

犯罪被害者等の支援を実効的なものとするためには、市民等一人一人の配慮だけでなく、地域社会全体の協力が必要不可欠です。そのため、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならないことを定めるものです。

関係法令

○犯罪被害者等基本法（抜粋）

（国民の責務）

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

第6条（事業者の責務）

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者の責務について規定するものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

職場や事業活動の中で、犯罪被害者等と接する場合や従業員等が犯罪被害者等となる場合等があることから、事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその支援の必要性について理解を深めるとともに、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮すること、また、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならないことを定めるものです。

< 第 2 項関係 >

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により心身に深刻な影響を受けるほか、医療機関への入院や通院、裁判手続の対応等様々な事情によって仕事を休まざるを得ない状況や以前と同様に仕事をするのが困難な状況となる可能性があります。事業者において、犯罪被害者等が就労を継続できるようにするため、職場での人間関係についての十分な配慮とともに、犯罪被害者等が裁判手続等に関わることができるよう、就労内容、勤務体制の見直し、休暇取得の配慮等の職場環境を整備することなどについて十分に配慮するよう努めなければならないことを定めるものです。

第 7 条（相談及び情報の提供等）

（相談及び情報の提供等）

第 7 条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市において、相談や情報の提供等を行うことについて規定す

るものです。

【解説】

犯罪被害者等が直面する困難な状況は多岐にわたり、多様な支援が求められることから、市は設置している相談窓口において、犯罪被害者等からの相談に応じ、必要となる支援についての情報提供や助言を行うとともに、それぞれ支援の役割を担う関係機関等と連絡調整を行うことについて定めるものです。

関係法令

○犯罪被害者等基本法（抜粋）

（相談及び情報の提供等）

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

第8条（市民等及び事業者の理解促進）

（市民等及び事業者の理解促進）

第8条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、再被害及び二次的被害の発生を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、市において、市民等及び事業者の理解促進を行うことについて規定するものです。

【解説】

第5条（市民等の責務）及び第6条（事業者の責務）を果たすためには、犯罪被害者等が犯罪等により心身に深刻な影響を受け、日常生活を送ることが困難になるほどの不利益を被ることや周囲の支援が必要となることから、市はその理解を市民等及び事業者に深めてもらうこと、また、再被害及び二次的被害の発生を防止し、地域社会から孤立しないよう、広報、啓発活動等による積極的な働きかけを行うことを定めるものです。

関係法令

○犯罪被害者等基本法（抜粋）

（国民の理解の増進）

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

第9条（日常生活の支援）

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市において、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、必要な支援を行うことについて規定するものです。

【解説】

多くの犯罪被害者等は、犯罪等により心身に深刻な影響を受けるほか、医療機関への入院や通院、裁判手続の対応等により生活が一変し、これまでとは同様の生活を送ることが困難となる場合があります。そのため、

犯罪被害者等の個々の実情に応じて、日常生活の支援として、法律に関する相談の場を設けることや、居住を安定させるために市営住宅への入居案内、また、子育てに関する支援として、ファミリー・サポート・センターにおける援助活動の提供や、ひとり親家庭への支援のほか、福祉に関する支援として、児童、高齢、障害及び生活困窮へのサービスの提供等について、市のみならず関係機関等と連携して、重層的かつ包括的に必要な支援を行うことを定めるものです。

第10条（見舞金の支給）

（見舞金の支給）

第10条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）を受けた者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であった者に限る。）に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

【趣旨】

本条は、市において、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害を受けた者又はその遺族に対し見舞金を支給することについて規定するものです。

【解説】

被害者又はその遺族への経済的支援として、国において犯罪被害給付制度が設けられています。この制度は、故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害が残った犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

しかし、支給には様々な条件があり、申請から支給まである程度の期間を要することから、できる限り早期に生活費、医療費等の経済的負担

の軽減を図るため、市において、犯罪行為により身体に傷害を受けた被害者又は死亡した市民の遺族に対して、見舞金の支給を行うことを定めるものです。

なお、見舞金の支給に関し、その種類や額、支給の申請方法等は規則で定めますが、想定する内容は以下のとおりです。

<参考>

・支給内容（案）

（１）申請期限

犯罪行為による被害の発生を知った日から２年を経過したとき、又は被害が発生した日から７年（転居費用助成は発生した日から１年）とする。

（２）対象となる時点

費用を要する支援については、条例が施行された日（令和７年４月１日）以後に発生した犯罪被害を対象とする。

・支給する見舞金の内容（案）

種類	金額	対象者
遺族見舞金	３０万円	請求する遺族が犯罪発生時に市民であり、犯罪行為により死亡した者の遺族
傷害見舞金	１０万円	犯罪被害者が犯罪発生時に市民であり、犯罪行為により全治３月以上の傷害を負った犯罪被害者本人
傷害見舞金	５万円	犯罪被害者が犯罪発生時に市民であり、犯罪行為により全治１月以上３月未満の傷害を負った犯罪被害者本人

※ただし、以下のいずれかに該当する場合、見舞金支給はしない。

- ・被害者と加害者との間に親族関係があるとき。
- ・他の市区町村から同種の見舞金の支給を受けたとき。

関係法令

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（抜粋）
（犯罪被害者等給付金の支給）

第3条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

○犯罪被害者等基本法（抜粋）
（給付金の支給に係る制度の充実等）

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

第11条（転居費用の助成）

（転居費用の助成）

第11条 市は、前条の見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難になったと市長が認めるものに対し、当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居（最初の転居に限る。）したときは、規則で定めるところにより、その転居に要した費用を助成するものとする。

【趣旨】

本条は、転居費用の助成について規定するものです。

【解説】

見舞金の支給を受けることができる者に対し、犯罪行為の被害で従前より居住していた場所に住んでいられない状況となり転居又は転出した場合において、初回に限り転居費用の助成を行うことを定めるものです。

このうち、「市長が認めるもの」とは、犯罪により住居が滅失若しくは著しく損壊し居住することができなくなった場合又は再被害若しくは二次的被害の発生のおそれがあるなどの事情により、従前の住居に居住し続けることが困難となった場合等になります。

なお、転居費用の助成に関し、その額や助成の申請方法等は規則で定めますが、想定する内容は以下のとおりです。

<参考>

- ・助成額：5万円（1回のみ）
- ・対象者：遺族見舞金又は傷害見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となったもの

第12条（支援の制限）

（支援の制限）

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、この条例に基づく犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【趣旨】

本条は、犯罪被害者等の支援を行わないことができることについて規定するものです。

【解説】

犯罪被害者等自身が犯罪等を誘発したときなど支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、市は犯罪被害者等の支援を行わないこと又は中止することができることを定めるものです。

「犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき」とは、犯罪被害者等が加害者に対して当該犯罪等を教唆若しくはほう助したとき、又は暴力や脅迫等により当該犯罪等を誘発するときなどを想定しています。

また、「社会通念上適切でない」と認められるときとは、犯罪被害者等が袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団に属しているとき、同条第2号に規定する暴力団員であるとき、同条第3号に規定する暴力団員等であるときなどを想定しています。

関係法令

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（抜粋）
（犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合）

第6条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第9条の規定による額を支給することが社会通念上適切でないとき。

○袖ヶ浦市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

第13条（委任）

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

【解説】

この条例に規定されている事項のほか、細目的な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項の規定により、規則を制定して委任することを定めるものです。

関係法令

○地方自治法（抜粋）

（規則）

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 （略）

附 則

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【趣旨】

本附則は、この条例を施行するために必要な付随的事項を規定する

ものです。

【解説】

この条例の施行日について令和7年4月1日と定めるものです。

